

## 呼値に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、業務規程第14条第11項の規定に基づき、呼値に関し、必要な事項を定める。

### (売買の種類の指示)

第2条 呼値を行うときは、売買の種類を指示するものとし、指示のない呼値は、普通取引に係る呼値とする。

### (呼値の効力)

第3条 呼値は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、業務規程第27条の規定により売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

### (内国株券等の基準値段が定まるまでに行われた呼値の取扱い)

第4条 内国株券、出資証券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託受益証券、投資証券、転換社債型新株予約権付社債券、外国株券、外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券、外国投資証券及びカバードワラントについて呼値の制限値幅に関する規則に定める呼値の制限値幅の基準値段が定まるまでに行われた呼値のうち、当該基準値段が定まった時において同規則に定める呼値の制限値幅の上限の値段を超えることとなる買呼値又は下限の値段に満たないこととなる売呼値は、当該呼値が行われた時からそれぞれ上限又は下限の値段により行われていたものとみなす。

## 第5条及び第6条 削除

### (成行呼値等の禁止)

第7条 本所は、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値等を禁止することができる。

## 第8条 削除

### (呼値の方法等)

第9条 システム呼値は、取引参加者端末装置からその内容を入力し行うものとする。

- 2 板呼値は、本所にその内容を通知することにより行うものとする。
- 3 業務規程第12条第2項に規定する売買における次の各号に掲げる呼値は、当該各号に定めるところにより処理するものとする。
  - (1) 売呼値が行われているときにおける当該値段より高い値段の買呼値は、当該呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の呼値に対当する呼値として処理するものとする。
  - (2) 買呼値が行われているときにおける当該値段より低い値段の売呼値は、当該呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の呼値に対当する呼値として処理するものとする。

### (注意気配の表示)

第10条 本所は、業務規程第12条第2項に規定する売買において、直前の約定値段より低い値段による売呼値又は直前の約定値段より高い値段による買呼値が行われた場合で、呼値の状況等から本所が特に必要と認めるときは、直前の約定値段（既に行われている他の売呼値より低い値段の売呼値又は既に行われている他の買呼値より高い値段の買呼値の場合は、他の呼値の値段）から、本所が適当と認める値段をもって、

取引参加者端末装置への一定の表示を行うものとする。

2 前項の規定により表示を行っている呼値は、その表示中は、当該表示値段の呼値として処理するものとする。

( 空売りの区分 )

第11条 業務規程第14条第1項第2号に規定する空売りである旨は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条各号に掲げる取引であるか否かの別を区分して明らかにしなければならない。ただし、株券（本所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「直接上場銘柄」という。）の上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）の決定前その他本所が適当と認める場合については、この限りでない。

第12条 削 除

( 特別気配表示による呼値の特別周知 )

第13条 本所は、呼値について売買の成立を促進するために本所が必要と認めるときは、その存在を特別に周知させるため、取引参加者端末装置への一定の表示等（以下「特別気配表示」という。）を行うものとする。

2 前項の特別気配表示を行う時期及びその値段は、本所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、直接上場銘柄の初値の決定前における最初の特別気配表示の値段については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 上場申請日以降の日に株券の公募（一般募集による新株の発行を

いう。)又は売出しが行われた銘柄(以下「公募銘柄」という。)については、当該発行価格又は売出価格とする。この場合において、当該発行価格又は売出価格について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げる。

(2) 公募銘柄以外の銘柄については、本所がシステム呼値の状況等を勘案して定める。

4 第1項の特別気配表示は、当該表示が行われた時から本所が適当と認める時間を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値決定前に限る。)における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、本所がシステム呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。

(1) 株券、外国投資証券及び出資証券

特別気配値段		値	幅
200円未満のもの		上下	5円
200円 以上	500円未満のもの	"	8円
500円 "	700円 "	"	10円
700円 "	1,000円 "	"	15円

1,000円	"	1,500円	"	"	30円
1,500円	"	2,000円	"	"	40円
2,000円	"	3,000円	"	"	50円
3,000円	"	5,000円	"	"	70円
5,000円	"	7,000円	"	"	100円
7,000円	"	1万円	"	"	150円
1万円	"	15,000円	"	"	300円
15,000円	"	2万円	"	"	400円
2万円	"	3万円	"	"	500円
3万円	"	5万円	"	"	700円
5万円	"	7万円	"	"	1,000円
7万円	"	10万円	"	"	1,500円
10万円	"	15万円	"	"	3,000円
15万円	"	20万円	"	"	4,000円
20万円	"	30万円	"	"	5,000円
30万円	"	50万円	"	"	7,000円
50万円	"	70万円	"	"	1万円
70万円	"	100万円	"	"	15,000円
100万円	"	150万円	"	"	3万円
150万円	"	200万円	"	"	4万円
200万円	"	300万円	"	"	5万円
300万円	"	500万円	"	"	7万円
500万円	"	700万円	"	"	10万円
700万円	"	1,000万円	"	"	15万円
1,000万円	"	1,500万円	"	"	30万円
1,500万円	"	2,000万円	"	"	40万円
2,000万円	"	3,000万円	"	"	50万円
3,000万円	"	5,000万円	"	"	70万円
5,000万円	以上のもの			"	100万円

(2) 債券 30銭

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

転換社債型新株予約権付社債券の値幅は次のとおりとする。ただし、呼値の制限値幅に関する規則第3条第1項ただし書の規定により呼値の制限値幅を5円とする場合の値幅は、50銭とする。

行使対象上場株券の基準値段 値幅

200円未満のもの	上下	5円 ×	当該転換社債型新株予約権付社債の転換比率 額面100円当たりの発行価額
200円以上	500円未満	"	8円 × "
500円 "	700円 "	"	10円 × "
700円 "	1,000円 "	"	15円 × "
1,000円 "	1,500円 "	"	30円 × "
1,500円 "	2,000円 "	"	40円 × "
2,000円 "	3,000円 "	"	50円 × "
3,000円 "	5,000円 "	"	70円 × "
5,000円 "	7,000円 "	"	100円 × "
7,000円 "	1万円 "	"	150円 × "
1万円 "	15,000円 "	"	300円 × "
15,000円 "	2万円 "	"	400円 × "
2万円 "	3万円 "	"	500円 × "
3万円 "	5万円 "	"	700円 × "
5万円 "	7万円 "	"	1,000円 × "
7万円 "	10万円 "	"	1,500円 × "
10万円 "	15万円 "	"	3,000円 × "
15万円 "	20万円 "	"	4,000円 × "

20万円	"	30万円	"	"	5,000円 × "
30万円	"	50万円	"	"	7,000円 × "
50万円	"	70万円	"	"	1万円 × "
70万円	"	100万円	"	"	15,000円 × "
100万円	"	150万円	"	"	3万円 × "
150万円	"	200万円	"	"	4万円 × "
200万円	"	300万円	"	"	5万円 × "
300万円	"	500万円	"	"	7万円 × "
500万円	"	700万円	"	"	10万円 × "
700万円	"	1,000万円	"	"	15万円 × "
1,000万円	"	1,500万円	"	"	30万円 × "
1,500万円	"	2,000万円	"	"	40万円 × "
2,000万円	"	3,000万円	"	"	50万円 × "
3,000万円	"	5,000万円	"	"	70万円 × "
5,000万円以上のもの			"		100万円 × "

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

(注) 当該転換社債型新株予約権付社債が行使期間の中斷が行われる転換社債型新株予約権付社債である場合において、業務規程第25条の規定により定める行使条件の変更期日から次に適用される転換価額が確定する日までの間に定める転換比率の算定における転換価額は、本所がその都度定める。

(4) カバードワラント 10円

5 第1項の規定により特別気配表示が行われている場合における当該特別気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、特別気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。

(気配値段の表示等)

第14条 本所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、他の金

融商品取引所等における約定値段，気配その他の実情を勘案して気配値段を定め，当該気配値段について，取引参加者端末装置への一定の表示等を行うこととする。

#### 付 則

この規則は，平成10年3月1日以降の日で，本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成10年3月23日

#### 付 則

この規則は，平成12年6月1日以降の日で，本所が定める日から施行する。ただし，第13条第4項各号列記以外の部分の改正規定は，平成12年4月3日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年7月17日

#### 付 則

この規則は，平成13年5月1日から施行する。

#### 付 則

この規則は，平成15年4月2日から施行する。

#### 付 則

この規則は，本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成16年12月13日

#### 付 則

この規則は，平成18年1月30日から施行する。ただし，定款第5条第1号に規定する売買立会市場に上場する銘柄並びに同条第3号に規定するニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に上場する転換社債型新株予約権付社債券及び外国株券については，平成18年2月26日まで，なお従前の例による。

#### 付 則

この規則は，平成18年2月27日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年2月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年4月14日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年8月20日から施行する。

付 則

1 この規則は，平成21年11月16日から施行する。

2 この規則施行の際，現に平成21年11月16日改正前の業務規程第27条第1号の規定により売買の停止が行われている銘柄については，なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成22年1月4日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。